重要事項説明書

（居宅介護支援事業）

令和８年 10 月 １ 日改訂版

事業者：公徳会米沢居宅介護支援事業所

社会医療法人
公徳会

居宅介護支援の提供に当たり、厚生省令第 38 号第 4 条に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人名	社会医療法人　公徳会
法人所在地	山形県南陽市椚塚９４８番地の１
電話番号	０２３８－４０－３１７０
代表者氏名	佐藤　存史

2. 事業所の概要

事業所名	公徳会米沢居宅介護支援事業所
事業所在地	山形県米沢市下花沢２丁目５番２０号
電話番号	０２３８－４９－７１９０
事業所の種類 事業所番号	指定居宅介護支援事業所 ０６７０４０２０２３

3. 事業の目的及び運営の方針

（1）事業の目的

公徳会米沢居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念にも基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（2）運営の方針

①利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

②利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。

③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行うものとする。

④地域共生社会の実現のために、当事業所は地域住民等と相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めるものとする。

4. 職員の職種、員数及び職務内容

区分	資格	常勤（名）	非常勤（名）	職務内容	計（名）
管理者兼 介護支援専門員	主任介護支援専門員	1		従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。	1
介護支援専門員	介護支援専門員	２～		居宅介護支援の提供に当たる。	２～

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日及び法人が定める休暇日、年末年始休暇、夏季休暇を除く。
営業時間	午前８時３０分から午後５時００分

※ 営業時間終了後は、携帯電話に転送され２人以上の介護支援専門員の輪番制による対応となります。

6. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合は、１カ月当たり要介護度に応じて次の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日各保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

支援の種類	介護支援専門員１人当たりの取り扱い件数	介護支援専門員１人当たりの取り扱い件数	要介護１・２	要介護３・４・５
居宅介護支援費（Ⅰ）	４５件未満	全ケース	１０，８６０円	１４，１１０円

※ 特定事業所加算（Ⅲ）：利用者１人当たりに対し、３，２３０円／月加算されます。

【算定要件】

①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を１名以上配置

②利用者に関する情報やサービスの提供にあたって、留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的に開催（週１回以上）

③２４時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応できること（他事業所と連携可）

④介護支援専門員に対し計画的に研修を実施（年間の個別研修計画を作成。研修目標の達成状況を適宜評価・改善措置の実施）（他事業所との連携可）

⑤地域包括支援センターと連携し、支援が困難な事例にも居宅介護支援を提供できること

⑥地域包括支援センター等が実施する家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加

⑦居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていない

⑧介護支援専門員１人（常勤換算）の利用者数（介護予防含む）が４５名未満

⑨介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保（他事業所との連携可）

⑩他法人と共同で事例検討会、研究会等を実施（他事業所との連携可）

⑪必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

加算料金

処遇改善加算

総報酬単位数に加算率(２．１％)を乗じた金額が加算されます。

初回加算

適切且つ質の高いケアマネジメントを実施するために、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の２段階以上の変更認定を受けた場合）

３，０００円／月

入院時情報連携加算（Ⅰ）

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対し、利用者に関する必要な情報を提供した場合（入院当日に情報提供：提供方法は問わない）

※入院以前の情報提供を含む

※営業時間終了後又は営業日以外に入院した場合は、入院日の翌日を含む

２，５００円／月

入院時情報連携加算（Ⅱ）

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対し、利用者に関する必要な情報を提供した場合（入院後３日以内に情報提供：提供方法は問わない）

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

２，０００円／月

退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。（３回まで算定可）面談は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行うことができる。利用者又はその家族が参加する場合はその活用することに同意を得る。退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士が参加する。

	カンファレンス参加　無	カンファレンス参加　有
連携１回	４，５００円	６，０００円
連携２回	６，０００円	７，５００円
連携３回	×	９，０００円

緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

２，０００円／回

ターミナルケアマネジメント加算

終末期の利用者又はその家族に対して終末期の医療やケアの方針に関する意向を確認し、同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合。

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う。 ４，０００円／月
通院時情報連携加算 利用者１人につき１月に１回を限度として利用者の診察に同席し（同席にあたっては利用者の同意を得ること）、医師又は歯科医師との情報の授受とその内容の記録を行った場合 ５００円／月
ターミナル期における特例 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

（2）その他の料金

交通費

公徳会米沢居宅介護支援事業所の事業の実施地域については、米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、白鷹町、飯豊町、小国町とするため、通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった時は、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については、利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受け取ることができ、その額はおおむね１５㎞以上１㎞につき２３円とします。ただし、公徳会米沢居宅介護支援事業所から自宅までの換算とします。

7. 通常の事業の実施地域

米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、白鷹町、飯豊町、小国町

8. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての相談、苦情については、次のところで承ります。

苦情受付担当者	鈴木　清倫（又は、介護福祉部　部長：色摩　繁康）
電話番号	０２３８－４９－７１９０
対応時間	午前８時３０分から午後５時００分

9. ２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて相談に対応する体制を確保しています。

業務終了後は電話転送による受付になります。

担当者	鈴木　清倫 （業務終了後、土日祝日の受付は２名以上の介護支援専門員の輪番制になります。）
電話番号	０２３８－４９－７１９０
対応時間	２４時間

10　他のサービス事業所との連携によるモニタリング

利用者の同意を得た上でサービス担当者会議等において主治医、担当その他の関係者の同意を得ることで、テレビ電話装置その他の情報通信機等を活用したモニタリングも可能とする。

その場合も少なくとも２月に１回は利用者の居宅を訪問する。

11.　入院時の留意点

病院又は診療所に入院する場合には、退院支援等が円滑に行えるよう、当事業所および担当ケアマネージャーの氏名を入院先医療機関に必ず伝えるようにしてください。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。	
法　人　名	社会医療法人　公徳会
代表者職・氏名	理事長　佐藤　存史
所　在　地 （主たる事業所）	〒９９９－２２２１ 山形県南陽市椚塚９４８番地の１ 電話番号：０２３８－４０－３１７０
事業所所在地	〒９９２－００２３ 山形県米沢市下花沢２丁目５番２０号
事業所代表者	介護福祉部長　色摩　繁康
事　業　所　名	公徳会米沢居宅介護支援事業所
説明者職・氏名	介護支援専門員

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。		
利用者	住　所	〒
	氏　名	
代理人	住　所	〒
	氏　名	